

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例施行規則の一部改正（案）の概要

1 趣旨

金沢市では、地下水位の低下に伴う地盤の沈下等が深刻化することを未然に防止するため、平成 21 年 4 月に金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例を施行し、消雪用井戸を規制してきました。

今回、地盤沈下の更なる抑制に向けて、消雪用井戸に係る許可制度の見直しを図るため、金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例施行規則の一部改正を検討しています。

2 改正の内容

本市ではこれまでも、消雪用井戸の新規設置を原則禁止とし、道路以外の消雪用井戸については、掘り直しも禁止として規制してきたところです。

今回、地盤沈下の更なる抑制に向けて、地下水の採取量が削減される節水型井戸への切り替えを可能にするため、既設の道路以外の消雪用井戸について、採取量の抑制に向けた措置が講じられていると認められる場合については、井戸の掘り直しを許可することとします。

3 施行日

平成 30 年 10 月 1 日（予定）